

ご子弟の入学試験合格おめでとうございます。

日本大学生産工学部にご入学されますことを、心からお待ち申し上げます。

さて、生産工学部維持会は、生産工学部における学生の学園生活をよりいっそう充実するための後援する会でございます。

この維持会は、父母と大学との連絡を密にし、生産工学部の目指す教育研究、教育活動などの施策に協力致しております。その施策の一環として、毎年、父母懇談会を開催し、各学科から多数の教職員に出向いていただき、ご父母と個人面談し、ご子弟の学生生活や学業成績、就職などについてご指導をいただいております。

その一方、桜泉祭、体育祭をはじめ、多くのサークル活動などの課外活動への援助協力、キャンパスの教育環境整備などに協力し、大学と一体となってお子弟の人間形成に努力致しております。

よく整備され充実した環境の中から、人間味あふれ、実力のある、そして世の中に役立つ、若いエンジニアが巣立ってくれるものと確信しております。

なにとぞ、この趣旨にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、会費納入については、学費と同時に納入していただきたく重ねてお願い申し上げます。

日本大学生産工学部維持会

会 長 折 田 清 一

日本大学生産工学部維持会

主要な事業

- 1 各学生の学業・学生生活並びに就職等の相談の為に父母面談会を開催する費用の補助を行う。(個別に実施される面談及び津田沼キャンパス, 地方7会場での面談会)
- 2 学生食堂の運営費の補助を行う。(津田沼・実籾キャンパス学生食堂の什器, 備品, 光熱水費等補助)
- 3 津田沼・実籾キャンパス内の環境整備に要する費用の補助を行う。
- 4 第1学年生学外オリエンテーション及び学科ごとに行う学生教育指導活動(卒業研究指導, ゼミナール, 各種施設見学, オリエンテーション, 研修会等)に対する費用の補助を行う。
- 5 キャンパスガイド(履修要覧)他の印刷物を作成し, 学生に配布する。
- 6 卒業生に記念品を贈る。
- 7 各種公認サークルに対する運営補助及び合宿補助を行う。
- 8 日本大学体育大会及び学部スポーツ大会に要する費用の補助を行う。
- 9 学園祭(桜泉祭)開催に伴う費用の補助を行う。
- 10 学生定期健康診断費用の補助を行う。
- 11 日本大学新聞配布の補助を行う。

以 上

日本大学生産工学部維持会会則

昭和45年6月17日制定
昭和50年6月9日改正
昭和62年6月19日改正
平成4年7月1日改正
平成13年6月22日改正
平成14年4月1日施行

第1条 本会は、日本大学生産工学部維持会（以下本会という）と称し、その事務所を日本大学生産工学部内に置く。

第2条 本会は、日本大学生産工学部が企画した教育研究、その他施策の具体化推進を支援し、会員相互の親睦を図り、もって同学部の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 生産工学部における学生の課外活動、教職員の教育及び研究・研修に対する援助協力
- ② 学部の教育環境の整備等に対する協力
- ③ 会報の発行
- ④ その他必要な事業

第4条 本会は、日本大学生産工学部に在学する学生の父母（会員）並びに専任教職員のうちから選出された者（特別会員）をもって構成する。

第5条 本会に次の役員・評議員及び幹事を置く。

- ① 名誉会長 1名 （生産工学部長）
- ② 会長 1名
- ③ 副会長 2名 （父母・学部、各1名）
- ④ 監査 2名 （父母・学部、各1名）
- ⑤ 評議員 若干名
- ⑥ 幹事 若干名

第6条 会長は本会を代表し、会務を統理し、評議員会を招集する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

3 監査は本会の経理を監査する。

4 評議員会は名誉会長、会長、副会長、評議員をもって組織し、本会の会務を処理する。

5 幹事は本会の庶務、経理に関する一切の事務を掌る。

第7条 役員・評議員及び幹事の選出は次の各項による。

- ① 会長は名誉会長が会員のうちから選出する。
- ② 副会長及び評議員は会員及び特別会員のうちから会長が選出する。
- ③ 監査は会員及び特別会員のうちから総会において選任する。
- ④ 幹事は会長が指名する。

第8条 役員・評議員及び幹事の任期は1か年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員・評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第9条 定時総会は毎年1回会長が招集する。ただし、評議員会をもって総会に代えることができる。

第10条 総会は次の事項を行う。

- ① 予算の審議並びに承認
- ② 決算の報告並びに承認
- ③ 会則の変更並びに役員・評議員の選任
- ④ その他

第11条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。

会員の会費は年額3万円とする。

第12条 本会の経理は、生産工学部会計課に委任する。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終る。

附 則

- 1 この会則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この会則施行前に既に会員となっている者の会費は、年額2万円とする。